

## 令和元年度第3回平和の礎指定管理者制度運用委員会 における審議内容について

1. 開催日時：令和元年11月11日（月） 15時～16時30分
2. 開催場所：沖縄県庁11階 第5会議室
3. 委員の出席状況：委員4名中4名出席  
島袋 秀光 委員長（学識経験者（元県広報アドバイザー））  
宮里 正子 委員（浦添市美術館 館長）  
城間 佐智子 委員（元 株式会社沖縄バス 観光部指導課長）  
高良 正輝 委員（税理士）
4. 議事対象：  
平和の礎指定管理者申請団体の審査
5. 審査内容：  
公益財団法人沖縄県平和祈念財団が平和の礎指定管理者の指定申請を行ったことを踏まえ、同財団から提出された事業計画書等の内容が、沖縄県平和祈念資料館及び平和の礎の設置及び管理に関する条例第16条（指定管理者の指定）の審査基準に適合しているか、評価を行う。
6. 質疑・意見  
【質問1】慰霊塔の管理について  
委員： 遺族が高齢化し、管理できなくなる慰霊塔が増えてきて、財団に管理をお願いされることが懸念されるが、どう考えているか。  
申請者： 県から補助金をいただいているが、平成15年には1,500万円ほどあったのが今年度は約800万円と半分ぐらいになっており、職員を増やせない状況にある。県に強く働きかけていきたい。  
委員： 各県の慰霊塔はどこが所有しているのか。  
申請者： 各県又は各県の遺族会が所有しており、そこから清掃管理の委託料を受けている。
- 【質問2】収支計算書について  
委員： 事業収入約1億4千万円の内訳は。  
申請者： 他県等からの慰霊塔清掃管理委託料や、平和祈念公園及び平和の礎の指定管理料など。

**【質問3】 広報等の取組について**

委員： マスコミを通じた関連イベント等の情報提供を行うとのことだが、追悼式はどの程度財団から行うのか、具体的にどうなのか。

申請者： 追悼式については、県が主催で当財団と遺族連合会、公益財団法人沖縄協会が共催する形になっているが、マスコミに対しての情報提供は財団からは行っていない。

委員： イベント等取材してくださいという程度の情報提供なのか。

申請者： 例えば、平和の礎を取材したいというマスコミには、普段灯していない噴水のところの平和の火を灯すなどして、歓迎している。

**【質問4】 平和の広場の説明について**

委員： 平和の広場にある噴水に地図が摸されているが、説明文があれば訪れる人がこれは何なのかわかりやすいと思うがどうか。

申請者： 説明文をその場その場に表記すると景観を損ねることになるので、例えば、去年は県が平和の火の由来を入口の案内板に記載したことはある。

**【質問5】 役員について**

委員： 役員は全部で何人か。

申請者： 評議員会の評議員7人、理事会の会長、常務理事含め8人、監事2人で合わせて17人となっている。

**【質問6】 資料館受託業務の嘱託員について**

委員： 資料館受託業務の嘱託員は採用形態は県に準じていると思うが、次年度から会計年度職員となると、毎年度更新して3年位で交代することになるのか。

申請者： 県に準じることになる。

**7. 審査結果**

委員全員一致で、公益財団法人沖縄県平和祈念財団の事業計画等の内容が、「沖縄県平和祈念資料館及び平和の礎の設置及び管理に関する条例」第16条の審査基準に適合し、指定管理者として平和の礎の設置目的を達成するための総合的な能力を有するとの評価がなされた。